

国際障害者交流センター総合ビジョン策定検討会

報 告 書

国際障害者交流センター総合ビジョン策定検討会

平成22年10月

はじめに

「国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）」は「国連・障害者の十年（昭和58年～平成4年）」を記念して、障害者の「完全参加と平等」の実現を図るシンボリックな施設として平成13年に設置されたものです。

「国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）総合ビジョン策定検討会」（以下「検討会」という。）は、本施設が平成23年に開館後10年を迎え障害者に関わる国内・国際状況の変化に対応すること及び平成21年11月の行政刷新会議の事業仕分けにおいて見直しを行うこととされたことから、基本理念や今後の事業のあり方、運営委託方法等について検討するために設置され、6回にわたり議論を重ねてきました。

今般、その検討結果がまとまりましたのでここに報告します。

目 次

はじめに

I	概要	3
II	新しい基本方針	5
1	基本理念	5
2	施設の理念に基づいた事業	6
3	組織・運営体制	7
4	委託先の選定	10

資料

I	検討会開催状況	11
II	検討会名簿	12
III	各構成員の意見	13
IV	国際障害者交流センター（ビック・アイ）の現状	18
V	財団法人大阪府地域福祉推進財団の概要	22
VI	行政刷新会議の評価等について	23
VII	運営検討専門部会中間とりまとめ	28
VIII	国連・障害者の十年記念施設事業運営に当たっての基本方針	32

I 概要

1 施設の概要（現状）

- ・ 所在地
大阪府堺市南区茶山台 1-8-1（泉北ニュータウン泉ヶ丘地区）
- ・ 施設規模
地下 1 階地上 3 階建（敷地面積 7,901.47 m²）
（延床面積 11,917.19 m²）
- ・ 主な設備
多目的ホール（客室最大約 1,500 席、車椅子利用の場合約 1,000 席）
大・中・小研修室、バリアフリープラザ（情報・相談コーナー）
宿泊室（35 室）、レストラン、駐車場
- ・ 設置・運営主体
国が設置。開設以来、財団法人大阪府地域福祉推進財団が国からの委託を受け運営。
- ・ 開設年月日
平成 13 年 9 月 18 日
- ・ 基本理念
 - ①芸術・文化活動や国際交流を通して社会参加を推進する。
 - ②障害者が主役となる。
 - ③多くの人に親しまれる施設とする。
 - ④施設理念に添った運営を行う。
- ・ 求められる機能
 - ①国際交流・国際協力機能
 - ②重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流機能
 - ③障害者の芸術・文化の発信機能
 - ④大規模災害時の後方支援機能

2 検討会における構成員の主な意見

現在の施設運営の基本となっている①「国連・障害者の十年」記念施設運営検討専門部会中間まとめ（平成12年9月）、②「国連・障害者の十年記念施設事業運営に当たっての基本方針」（平成13年2月運営協議会決定）の内容を中心に、現状を分析しながら、基本理念の再確認、今後の事業のあり方、運営委託方法につき議論を行いました。

各構成員の主な意見は次のとおりです（具体的な意見については、「Ⅲ各構成委員の意見」を参照）。

（1）施設の理念について

- ・ 障害者が主役であることを理念の第1番目とし、企画や運営について障害者が参画することを明記する必要がある。
- ・ 理念の内容につき、芸術文化と国際交流を別立てにして記載（国際交流の位置づけを強化）する必要がある。
- ・ 「施設理念に沿った運営を行う」については、理念としてはなじみにくいので削除すべきである。

（2）施設の理念に基づいた事業

- ・ 「施設に求められる機能」ではなく、「施設の理念に基づいた事業」として再整理すべきである。
- ・ 企画の段階から障害者の参画が必要である。
- ・ 国際交流・国際協力事業が低調であることから、学会等の国際会議の継続実施や関係機関との連携による取り組みが必要である。
- ・ 障害者のニーズを反映した事業を行うことが必要であり、障害者の交流を図るため、スポーツ、レクリエーションや技能修得、研修等の事業を行う必要がある。
- ・ 災害時の後方支援については、具体的な後方支援機能の確立を図るための方策（防災計画等との調整など）を明記すべきである。

（3）組織・運営体制（事業の委託方法等を含む）

- ・ 施設管理及び事業運営の実施は、一体的に行うことが効率的、効果的であることから、一括した委託契約が望ましい。
- ・ 事業の継続性を担保する必要がある。
- ・ 委託先は公募によることとし、公益法人に限定することなく、NPO法人、共同事業体等も対象とすべきである。
- ・ 障害者や企画の専門家が企画の段階から参画できる体制を確保する必要がある。

- ・ 障害者のニーズを的確に反映できる企画、効率的な経営、国際的な専門性の観点が必要であり、これらに対応できる体制（運営協議会等）が必要である。
- ・ 各事業の実施につき、事後評価の仕組みを取り入れる必要がある。

Ⅱ 新しい基本方針

本検討会は、各構成員の意見を踏まえ、ビッグ・アイの基本理念や行うべき事業については、1及び2のとおり提言します。また、組織・運営体制のあり方、委託先の選定につき留意すべき事項等については、3及び4のとおり提言します。

1 基本理念

(1) 障害者が主役です。

障害者が、サービスを受ける側に立つだけでなく、事業企画や事業運営などあらゆる場面で主役となる施設を目指します。

(2) 芸術・文化活動や国際交流を通して障害者の社会参加を促進します。

①世界各国・地域の障害者や関係機関との国際交流、国際協力を促進します。

②障害者自らが芸術・文化活動を実践することを通して、社会参加を促進します。

(3) 多くの人に親しまれる施設とします。

共生社会のモデルとなるよう、障害者のみならず広く障害のない人の利用を促進し、交流と相互理解の場とするとともに、共生社会の理念の普及啓発や社会教育についても充実していきます。

2 施設の理念に基づいた事業

(総論)

- ① 施設の理念に沿った事業企画と事業運営を展開するとともに、施設理念を広く内外に周知し、更なる施設イメージの高揚を図っていきます。
- ② 各種事業の実施にあたっては、障害者が主役であるとの理念のもと、事業の企画段階から障害者が参画するとともに、障害者のみならず、広く障害のない人との交流が図れる事業を積極的に進めます。

(1) 国際交流・国際協力

- ① アジア地域を中心とする世界の障害者や関係機関との国際交流、技術協力等の拠点施設としての事業を行います。
- ② 芸術・文化のイベントやシンポジウム等を通じた障害者の交流を促進するだけでなく、関係機関との連携により、障害者福祉に携わる人材の育成や技術協力（研修員の受け入れ）、さらには障害者福祉に関する幅広い情報発信（福祉先進国から招いた有識者・専門家等による講演会や学会等の国際会議を継続的に開催）を行います。

(2) 障害者の芸術・文化の発信

- ① 障害者の自己実現の手段として文化・芸術を用い、全国の障害者が利用しやすい発表・展示の場とします。
- ② 障害者が主役となって質の高い音楽祭(コンクール)や芸術祭を開催します。
- ③ 絵画教室、創作工房の開設等、障害者の創作活動の場を提供していきます。
- ④ 施設の理念に基づき、障害者のニーズに対応した事業を積極的に行っていきます。

(3) 全ての障害者の交流

- ① 福祉に関する情報提供や生活相談などを行うための情報拠点としての事業を行います。
- ② 福祉機器センター（先進的な福祉機器を展示）及び情報室・相談室を活用し、一般広報活動や開催するイベント・研修などの情報発信を行います。
- ③ 芸術・文化以外の学習、スポーツ、レクリエーション、社会教育等の行事の他、技能の修得や研修等の事業を行います。
- ④ 各種事業の実施においては、重度・重複障害者の利用や参加に配慮します。

(4) 大規模災害時の後方支援

- ① 阪神・淡路大震災などの大規模災害の教訓に照らし、周辺地域が災害により被害を受けた場合に広域的な被災障害者の支援活動を行う支援センターとします。
- ② 障害者の一時的な宿泊場所等を提供する緊急避難所とします。
- ③ バリアフリー化された避難場所としての機能や専門的な相談機能、情報提供機能、福祉用具等必要物品の提供機能などを持った災害時の後方支援活動拠点とします（災害時に全館を使用し、被災障害者の支援活動を行います）。
- ④ 上記の機能を有効に発揮できるよう、国や地方公共団体と防災計画等に関する調整を図るとともに、定期的に連絡・協議を行います。

3 組織・運営体制

(1) 基本的事項

- ① 施設の運営については、公共性、公益性、効率性及び継続性の観点を考慮し、公募により委託先を決定します。

- ② 施設管理及び事業の実施は一体的に行うことが効率的、効果的であることから、原則として一つの団体に委託します。

(2) 組織・運営体制について

- ① 施設の理念を実現し、その継続性を保つため、一定期間人的に継続性のある組織体制を整える必要があります。
- ② この施設の基本理念というべき障害者の「完全参加と平等」の実現のためにも、また本施設の優れた障害者対応設備を生かすためにも、障害者が施設のスタッフに参画する必要があります。
- ③ この施設は障害者の社会参加を目的とするものであることから、コミュニケーションを支援するスタッフが参画できる体制を確保することにも十分に配慮する必要があります。

(3) 運営協議会の設置について

- ① 施設全体の運営及び事業の企画・実施に関する助言機関として、全国的規模の障害者団体からの推薦者、経営や企画、国際協力等の学識経験者、行政等からなる運営協議会を設置し、意見交換を行い、施設の運営及び事業実施に反映させる必要があります。
- ② 運営協議会において、各事業の実施につき事後評価を行う必要があります。

(4) 事業の企画等について

- ① 施設において実施する事業の企画等については、運営協議会での協議を踏まえ、国際的、全国的な視野に立ったものとする必要があります。
- ② 具体的な事業の企画・立案については、特に障害者のニーズを的確に反映することや専門的なノウハウが必要であることから、運営協議会とは別に障害者や企画の専門家の助言や参画が得られる体制を確保する必要があります。
- ③ 大阪府、堺市などの自治体が実施する事業についても積極的に受け入れ、

また、近隣施設との連携を図ることにより、地域に密着した利用しやすい施設としてきめ細かな事業展開に努める必要があります。

(5) 多目的ホール等の有効活用について

多目的ホールや研修室、宿泊施設等については、障害者の優先利用を前提として、できる限りそれらの有効活用に努め、利用率の向上を図る必要があります。

(6) 料金設定等について

料金設定については、近隣の類似施設等を参考に施設やサービス水準等を勘案の上設定し、定期的に見直しを行う必要があります。

なお、障害者の利用促進を図るため、障害者が利用する場合の料金設定には、十分に配慮する必要があります。

(7) ボランティアについて

本施設の理念の実現に向けて市民の参加を求めるために、積極的にボランティアの参加を求める必要があります。なお、ボランティア活動を活性化するためには、任期を定めることが望ましいものと考えます。

(8) 民間企業等の協力について

各種イベント等の実施の際には、支援を行う協賛企業を広く募る等、実施事業の活性化及び企業の障害者に対する理解の高揚に努める必要があります。

(9) 再委託について

施設管理及び事業の実施に係る再委託については、相当の専門性を必要とするもの等に限り行うことが望ましいものと考えます。なお、この場合にあっても、清掃業務の再委託など、障害者雇用の促進に十分配慮する必要があります。

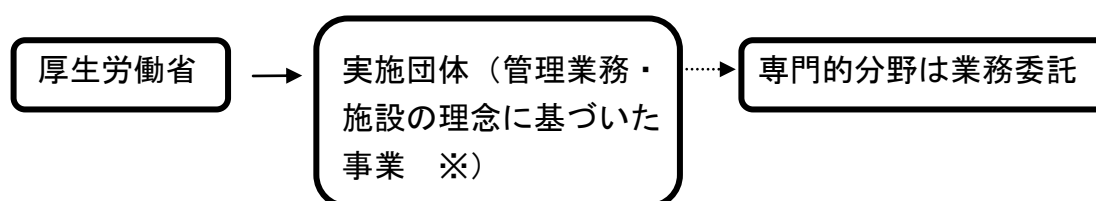
4 委託先の選定

(総論)

- ① 委託先は公益法人に限定することなく、NPO法人、共同体も対象とすることが必要です。
- ② 委託先の選定は、公募により行う必要があります。
- ③ 公募により実施団体が選定された場合は、事業の継続性を確保する必要があることから、継続的な実施ができるよう配慮する必要があります。

(1) 委託の形態（補助金）について

総合管理と事業を同一業者に直接委託する必要があります。



※ ①国際交流・国際協力事業、②障害者の芸術・文化の発信事業、③全ての障害者の交流事業、④大規模災害時の後方支援事業

(2) 選定方法等について

- ① 選定方法は、公募により実施する必要があります。
- ② 具体的には、公募要領（※1）、評価委員会設置要綱（※2）等を作成し決定する必要があります。
- ③ 公募方法は、厚生労働省のホームページで公開・募集する必要があります。
- ④ 選定に当たり考慮すべき事項
 - ・ 障害者に対し十分な理解のあることが必要です。
 - ・ 障害者が組織にきっちりと関われる（常勤・非常勤は問わない）体制が確保できることが必要です。
 - ・ 障害者や企画の専門家が企画の段階から参画できる体制が確保できることが必要です。
 - ・ 障害者のニーズを的確に反映ができる企画、効率的な運営、国際的な専門性及び芸術性の観点が重要であることから、これらに対応できる体制（運営協議会）を確保できることが必要です。
 - ・ 障害者雇用を促進する取組を行うことが必要です。

※1 委託事業の概要、応募における諸条件、応募について、審査・採択 等

※2 委員会の事務（審査・評価、選定）、審査委員の構成、事務局 等

資 料

I 国際障害者交流センター（ビック・アイ）総合ビジョン策定検討会 開催状況

回数	開催日	議題
第1回	平成22年5月7日（金）	1 国際障害者交流センター（ビック・アイ）の概要 2 検討会設置の背景及び目的（行政刷新会議の評価等） 3 検討会のスケジュール 4 質疑・意見交換 5 その他
第2回	平成22年5月28日（金）	1 今後の検討会の進め方について 2 基本理念について 3 施設に求められる機能について 4 その他
第3回	平成22年6月11日（金）	1 基本理念及び施設に求められる機能について 2 組織・運営体制について 3 事業の委託方法について 4 その他
第4回	平成22年7月2日（金）	1 意見のとりまとめについて 2 その他
第5回	平成22年7月22日（木）	1 意見のとりまとめについて 2 事業の委託方法について 3 その他
第6回	平成22年8月24日（火）	1 意見のとりまとめについて 2 報告書（案）について 3 その他

Ⅱ 国際障害者交流センター（ビック・アイ）総合ビジョン策定検討会名簿

氏 名	所 属	備 考
嵐谷 安雄	(福)日本身体障害者団体連合会副会長 (財)大阪府身体障害者福祉協会	障害者団体
今中 博之	(福)素王会理事長	有識者
浦 友亮	(福)日本盲人会連合評議員	障害者団体
※小澤 温	東洋大学ライフデザイン学部教授	有識者
酒井 喜正	(福)大阪府社会福祉協議会常務理事	支援団体
隅野 巧	堺市健康福祉局福祉推進部障害福祉課課長	行政
副島 宏克	(福)全日本手をつなぐ育成会理事長	障害者団体
田上 時子	特定非営利活動法人女性と子どものエンパワメント関西理事長	企画
中上 秀美	大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課課長	行政
長崎 圭子	NHK 大阪放送局制作部ディレクター	企画
西滝 憲彦	(財)全日本ろうあ連盟理事	障害者団体
長谷川 恵一	学校法人エール学園理事長	経営
本條 義和	特定非営利活動法人全国精神保健福祉連合会理事	障害者団体

※座長 (五十音順 敬称略)

Ⅲ 各構成員の意見

1 施設の基本理念

(総論)

- ・基本理念は、「施設の理念に沿った運営を行う。」ことを除いた3つの理念でいいのではないか。(各構成員)
- ・全体として、国はこの施設を使いどう進めていくかという柱が必要。(酒井構成員)

(その他)

- ・障害者が企画の段階から参画する基本方針が必要。(副島構成員)
- ・障害者と健常者の交流が必要。障害の有無に関係なく、全ての人を対象とすべき。(副島構成員)
- ・基本理念について、心のバリアフリーを入れるべき。(副島構成員)
- ・ビジョンを策定するならば、教育の観点を入れ込むことが必要。(長谷川構成員)
- ・教育・啓発が大切であり、教育情報や社会教育の場で取り上げやすい情報の発信源となるべき。(本條構成員)
- ・西日本地区の拠点となるエリアを考えるべき。(副島構成委員)
- ・啓発活動を含めて、西日本の拠点として位置づける必要があるのではないか。(小澤座長)

2 施設の理念に基づいた事業

(1) 国際交流・国際協力

- ・国内外の会議や学会の開催、例えば、東アジアの障害関係者が年に1度ここで国際会議を開くなどの取組を行うべきではないか。(酒井構成員)
- ・全国から障害者(団体)が参加したいと思う国内外の会議や学会等(継続もの)の開催が必要ではないか。(事業企画委員会)
- ・国際交流については、JICA(独立行政法人 国際協力機構)がアジア地区における障害者団体の活動に力を入れている。連携を取る必要がある。(副島構成員)
- ・JICA等国際的に情報を得ている機関との情報連携がうまくいっていないのではないか。(小澤座長)
- ・国際交流は、厚労省だけでは困難である。外務省も通じて、いろいろな働きかけを行うべき。(嵐谷構成員、事業企画委員会)
- ・国内の障害者団体や学校などとも、交流や連携を取ることが必要である。また、幅広く交流するための仕掛けが必要である(副島構成員)
- ・障害者組織がしっかりしている団体とのパイプを作ることで、世界の障害者団体が

- 集まる場ともなる。そういう積み重ねが障害者主役に繋がる。(酒井構成員)
- ・国際交流の実績を持つ障害者団体・組織の活動を支える拠点としてはどうか。(西滝構成員)
 - ・「国際」と「障害者」がキーワードであるが、それぞれ視点が違うのでトップは障害者の志のある人で、副に国際の視点の志を持っている人を入れて両方の観点をコラボする仕組みづくりが必要ではないか。(長谷川構成員)
 - ・障害者の国際交流経験や企画力、人脈のあるアドバイザーを配し、助言を得て、従来のイベント中心から、国内外の障害者(団体)の交流やシンポジウム、セミナー等を行う必要がある。(事業企画委員会)
 - ・国際的な交流を促進するため、障害者旅行を扱っている会社に来てもらい、海外の障害者交流を促進する。(長谷川構成員)

(2) 障害者の芸術・文化の発信

- ・イベントはその場で終わってしまい広がりが無い。取り組みは、継続していかねば意味がない。取り組みの中期目標、長期目標を定めるべきである。(長崎構成員、西滝構成員)
- ・事業内容を決定するときに、当事者のニーズが反映されていないのではないか。(長崎構成員)
- ・選考委員の中には当事者もいて企画が決められているが、企画のイベント会社は固定で丸投げ。企画の段階から多くの当事者が参画できるようにする必要がある。(田上構成員)
- ・企画の段階から、障害者の専門家を参画させ、民の力を主体としていくべき。(西滝構成員)
- ・障害のない人との交流がないイベントが多く残念。共に生きる社会をつくっていく拠点としてほしい。国も府ももっと関係を密にし、よりよいものにしてほしい(長崎構成員)
- ・芸術・文化については、障害者も健常者も同じように参加できるように考えるべきである。そのために、参加する人のニーズを調査する必要がある。(酒井構成員、西滝構成員)
- ・障害者が受け身のイベント中心の事業から、規模・内容とも多種多様な障害者が主体となる参加型の事業展開を図る必要がある。(事業企画委員会)
- ・障害者を中心とする運営委員会を設けてはどうか。(西滝構成員)
- ・企画力、人脈のあるプロデューサー的な存在が必要ではないか。(事業企画委員会)
- ・芸術関係大学などの学生の参加や企画段階での参画も検討してはどうか。(今中構成委員)
- ・全国から障害者(団体)が参加を目指すような常設展示や継続ものの企画が必要ではないか。(事業企画委員会)

- ・各地で取り組まれている芸術文化活動の発表の場としてはどうか。(今中構成員)
- ・イベントなど「障害者」の冠をつけることなく、単に「アート」でよいのではないか。文化、アートの推進は厚労省だけでなく、文科省も入れるべきではないか。(今中構成委員)

(3) 全ての障害者の交流

- ・展示物が古い。福祉機器については、日進月歩進歩しているため、最新の情報が入手できる必要がある。(嵐谷構成員、酒井構成員、副島構成員)
- ・福祉機器センターにおける展示も大切だが、最新の機器や最新のシステムを発信すること、及び機器やシステムを使った個別的な事例の発信が大切。(本條構成員)
- ・情報機器や福祉機器のメーカーとの連携があれば、最新機器の展示や情報発信が可能。(西滝構成員)
- ・障害者の交流目的は、情報や機器だけでなく、行事、学習、スポーツ、遊びなど広い範囲に広げるべきだと思う。(副島構成員)
- ・交流内容を考えていく上で、利用者のニーズを把握する必要がある。(酒井構成員、副島構成員)
- ・情報の拠点としての情報発信の仕方についても、手元に届くための工夫が必要と思う。(副島構成員)
- ・海外のネットでの障害者団体と情報交換ができる環境を整えるため、言語対応の機能を持たせることが必要。(長谷川構成員)

(4) 大規模災害時の後方支援

- ・避難場所や、救援物資の提供にはおのずと場所（エリア）の制約がある。後方支援の範囲が不明である。(嵐谷構成員、副島構成委員、本條構成員)
- ・後方支援としてできること、その目標が明確でないことから、現事業を再精査し、後方支援機能確立に向けた事業の見直しが必要。(事業企画委員会)
- ・大阪府の危機管理の計画の中でビッグ・アイがどのパーツを担うか今後明らかにすべき。(酒井構成員)
- ・堺市、大阪府など具体的な自治体との議論を進めることを提言してはどうか。(小澤座長)
- ・取り組んでいく上で、他団体との協力、連携が必要である。それぞれの障害を考えたも、避難対応への支援の手が相当必要となる。(副島構成員)
- ・ネットワークを組み、例えば自治会との IT のネットワークを組んでおけば瞬時に情報提供が可能。(本條構成員)
- ・他地域との情報提供のための、ネットワークの構築が必要である。(副島構成員)
- ・リアルタイムに支援できるだけの人材が備わっていない。(福祉避難所としての役

割が担えるか）（事業企画委員会）

- ・大規模災害を想定した訓練を年1回必ず実施（酒井構成員）

3 組織・運営体制（事業の委託方法等を含む）

- ・ハードとソフト面は関連が強いことから、施設管理と事業を別々に委託するのではなく、一体運営がよい。（田上構成員）
- ・再委託は可能としても、基本的には管理運営する組織が一体的に行う方がコストはかからない。（田上構成員）
- ・障害当事者を主役とした体制、サポートする体制を工夫できればハードとソフトを一致させることができる。（田上構成員）
- ・公募により、一番ニーズを知っている障害者が組織にきっちりと関われる（常勤、非常勤は問わない。）体制がとれる団体を選んではどうか。（田上構成員）
- ・管理運営は、障害者団体・組織に委ねるべきと考える。特定の団体では公平性が担保できないのであれば障害者の共同事業体を検討してはどうか。（西滝構成員）
- ・プロの施設管理者と障害者団体が一緒に新しい事業体を作るのが理想的ではないか。（長崎構成員）
- ・例えば、色々な種別の障害者をオブザーバーとして雇用する等の条件を盛り込み、障害者の専門性を確保することとしてはどうか。（長崎構成員）
- ・指定管理者は期限が3年なので、雇用して体制を整えても更新がなければ解雇しなくてはならなくなる。（嵐谷構成員）
- ・委託期間については、6年程度の期間の委託を行うと継続性が生まれ人が育つ。（長谷川構成員）
- ・国の関与は少ない方が、地域のカラーが出しやすく活動はパワフルになる。地域のカラーを出してほしい。（長谷川構成員）
- ・運営は、ミッションをどの程度理解しているかという人の基準で選ぶ必要がある。熱く語れる人が必要。マネジメントの観点からはミッションを熱く語り、行動指針の段階やマネジメントとしてのPDCAサイクルがきちっとできる体制が必要である。（長谷川構成員）
- ・「国際」と「障害者」がキーワード。それぞれ視点が違うので、トップは障害者の志のある人で、副に国際の視点の志を持っている人を入れて、両方の観点をコラボする仕組みづくりが必要。（長谷川構成員）
- ・清掃業務をエルチャレンジ（知的障害者雇用促進）に再委託しているが、今後も就労訓練の場として位置づけることが必要。コスト面だけでなく障害者施策の一環としてとらえることが必要。（隅野構成員、中上構成員）

- ・センターの人件費の一部を事業収益の中から出すなど、経営面の見直しが考えられないか。民間企業の経営の発想を取り入れることが必要ではないか。(副島構成員)
- ・財団に企画力がないため提案公募型で対応しているが、企画のイベント会社がほぼ固定されており高額となっている状況。(田上構成員)
- ・企画の段階から障害者の参画が必要。(各構成員)
- ・ニーズをよく知っている障害当事者が中心となって事業企画を行うことが理想だが、現実的には難しい面もあるので、対応できる体制(しくみ)を作るのがよいのではないか。(田上構成員)
- ・障害者を中心とする運営委員会を設けてはどうか。(西滝構成員)
- ・企画力、人脈のあるプロデューサー的な存在が必要ではないか。(事業企画委員会)
- ・障害者とアドバイザー契約をすることも考えてはどうか。(長崎構成員)
- ・企画提案審査方式を見直し、多種多様な規模・内容の自主的な事業企画の実施ができる体制が必要ではないか。(事業企画委員会)

4 その他

- ・立地的に交通アクセスの問題がある。アクセス対策が必要ではないか。(副島構成員)
- ・バスの駐車場整備が必要ではないか。(嵐谷構成員)

IV 国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）の現状

1 設置趣旨

当センターは、「国連・障害者の十年」（1983～92年）の記念施設として障がい者の完全参加と平等の実現を図るシンボル施設として国が平成13年9月設置。開設以来、（財）大阪府地域福祉推進財団が国からの委託を受けて運営。

2 施設の4つの機能

- ① 国際交流・国際協力機能
- ② 重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流機能
- ③ 障害者の芸術・文化の発信機能
- ④ 大規模災害時の後方支援機能

4つの機能を活用して、障害者の社会参加を促進。

3 施設概要

- ① 敷地面積 約8,000㎡ 延床面積 約12,000㎡
地下1階地上3階建 （建設費約74億円）
- ② 施設内容
多目的ホール1,500席 車椅子利用の場合1,000席（車椅子300席）
研修室 大150人 中90人 小60人 （半面使用で6室）
宿泊室 35室 109人定員
バリアフリープラザ （情報・相談コーナー）
レストラン 50席 駐車場 68台

4 実施事業

国委託 22年度 253,030千円（21年度 303,631千円）

- ① 災害支援ボランティアリーダー養成研修事業
全国各地から研修生参加、11月5～7日実施
- ② 障害関係福祉情報等提供事業
情報誌発行、障がい児の作品展、障がい者社会参加の相談支援
- ③ 障害者芸術・文化活動支援事業
イベントバリアフリーアートアカデミー（4回）開催
- ④ 国際交流事業
国内外の障がい者との交流（外国芸術家によるワークショップ）

5 施設の利用状況（20年度）

- ① 宿泊室 稼働率 55.7%
障がい者利用率 23.2%（2,521人）
- ② 多目的ホール 稼働率 23.0%
障がい者団体利用率 40.5%（34団体）
- ③ 研修室 稼働率 57.8%
障がい者団体利用率 19.6%（124団体）

6 センターの運営状況（21年度予算）

（収入） 467,895千円

- ① 国委託料収入 303,631千円
- ② 府委託料収入 24,264千円（障がい者文化・芸術促進）
- ③ 施設利用料収入 140,000千円（宿泊・ホール・研修室等）

（支出） 467,895千円

- ① 事業費支出 153,039千円
（うち国委託事業費支出 110,665千円）
- ② 施設管理事業費支出 314,856千円
（うち国委託施設管理費支出 192,966千円）
⇒人件費支出 40,030千円含む

- * 施設管理委託実績 188,818千円（外部委託）
総合管理業務 176,818千円
（うち国庫委託費 76,123千円）
知的障がい者就労支援事業 12,000千円
（うち国庫委託費 12,000千円）
- * 外部委託根拠 平成13年3月19日厚生労働省通知
13年6月27日厚生労働省通知（運営に当たっての基本方針）
宿泊・飲食部門のみでなく、施設全体の管理、警備等を
一括して委託するトータルサービスシステムの採用を検討
すること。
- * 平成19年度から一般競争入札を導入するとともに、平成20年度
からは、障がい者雇用・就労支援に配慮した総合評価一般競争入札
制度を導入。
現在、知的障がい者雇用促進のため設立された団体に清掃委託現総
合管理業務委託は、価格の低減、安定した利用者サービスを確保す

る趣旨から3ヵ年契約としている。

(20～22年度契約)

7 (財)大阪府地域福祉推進財団が国から委託を受けた経緯

- ・ 12年6月 府福祉部長から財団理事長あて運営検討依頼
障がい者のスポーツ・文化の拠点である府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ）の運営実績等から、障がい者の国際交流の拠点、文化・芸術の発信施設の運営については、財団が最良と考える。
- ・ 13年2月 国から府健康福祉部長あて記念施設受託法人の推薦依頼
- ・ 同 府健康福祉部長より国へ財団を推薦する旨回答
- ・ 同年3月 国から財団理事長あて13年4月より運営委託の予定であるので受託準備するよう通知
- ・ 同年6月 国と財団において事業運営委託に伴う国有財産使用契約締結
- ・ 同 国から財団あてに運営に当たっての運営方針等について通知

↓

その後、毎年国から財団に対し運営委託費の交付要綱について通知

8 センター活性化、施設利用率の向上

① センター事業企画委員会（平成21年11月6日開催）によるセンター改革審議

- ・ 多種多様な芸術・文化事業をホール・研修室を使い従来の大イベント形式から通年事業として、施設の活性化、利用率向上を図る。
- ・ 障がい者に対するホール・研修室の料金値下げを含めた利用形態の検討
- ・ 隣接する府立大型児童館ビッグバン（当財団受託運営）との連携による集客率の向上。（団体宿泊客に対するビッグバン無料入館券プレゼント）
- ・ センター一部を障がい者アートの常設展示場として開放。
- ・ 委員会における障がい者団体代表委員の声
障がい者が気兼ねなく観られる施設は他にない。センターはすごく高い必要性がある。このセンターが起点になって障がい者の文化とか芸術の交流が遠慮なく出来ることは、非常に大きな存在価値だ。

② 大阪府との連携

平成21年、府の9月議会（健康福祉常任委員会）において民主党堺市選出の長野議員が、センター宿泊施設の稼働率向上における府の取り組みについて質問。

府は、福祉関係の大会や行事の際に利用を呼びかけ、より多くの人に利用いただけるよう努めると答弁。

③ 支援学校、福祉施設等への修学旅行・体験宿泊学習のPR

本年、府域の全ての支援学校に対するセンター利用についてアンケート調査を実施し、前向きな学校等に積極的にPRを行っている。

V 法人の概要

平成22年7月1日現在

法人名		代表者	理事長 草川 大造	
財団法人 大阪府地域福祉推進財団		所在地	大阪府中央区谷町5-4-13 (大阪府谷町福祉センター内)	
		電話	06(4304)0294	
設立年月日	平成元年12月26日	法人所管課	大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課	
<p>設立目的</p> <p>府民各界各層の参画のもと、高齢者や障がい者等の生きがいがづくりや社会参加の促進を図るとともに、要援護者のニーズの増大、多様化に適切に対応し府民のサービスの選択の幅を拡大することにより、府民が生涯を通じて健康でかつ生きがいをもって暮らせる明るく活力のある福祉社会を実現することを目的とする。</p>				
基本金	422,000千円			
出捐金等の内訳・比率	大阪府	250,000千円	(59.2)	
	大阪市	15,000千円	(3.6)	
	府内市町村(大阪市除く)	35,000千円	(8.3)	
	全労済近畿地方本部	10,000千円	(2.4)	
	全労済大阪府本部	10,000千円	(2.4)	
	(株)三井住友銀行	10,000千円	(2.4)	
	(株)りそな銀行	6,000千円	(1.4)	
	(株)三菱東京UFJ銀行	6,000千円	(1.4)	
	大阪ガス(株)	6,000千円	(1.4)	
	関西電力(株)	6,000千円	(1.4)	
	その他	68,000千円	(16.1)	
役員員数	役員数	18人		
	常勤	2人(うち府派遣1人、府退職者1人)		
	非常勤	16人(府退職者1人)		
	職員数	21人(うち府派遣4人)		
役職名	氏名	現職名	現任期終了	定数・選任方法・任期等
理事長	草川 大造		23. 3. 31	◎定数 理事 15名以上30名以内 監事 2名
常務理事	木原 卓		〃	
理事	井上 博司	大阪府福祉部次長	〃	◎選任方法 理事長及び常務理事は理事の互選による 理事及び監事は理事会において選任
〃	上ノ山幸子	大阪エイフボランティアネットワーク会長	〃	
〃	越智 秋夫	大阪府老人クラブ連合会会長	〃	
〃	川口 清一	日本労働組合総連合会大阪府連合会会長	〃	
〃	酒井 喜正	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会常務理事	〃	
〃	田代 堯	岬町長	〃	
〃	田辺 貞夫	関西経済連合会理事・事務局次長	〃	
〃	鉄崎智嘉子	社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会理事長	〃	
〃	西田 賢治	大阪商工会議所常務理事・事務局長	〃	
〃	野田 義和	大阪府市長会健康福祉部会長(東大阪市長)	〃	
〃	伯井 俊明	大阪府医師会会長	〃	◎任期 2年
〃	播野 幸宏	大阪府地域福祉推進財団シルバーサービス部会長	〃	
〃	樋口 四郎	社会福祉法人大阪障害者自立支援協会理事長	〃	
〃	山田 俊平	大阪市健康福祉局理事	〃	
監事	上原 理子	弁護士	〃	
〃	本井 啓治	公認会計士	〃	

VI 行政刷新会議の評価等について

1 行政刷新会議（「事業仕分け」）の設置及び評価

- 平成21年9月18日の閣議決定に基づき、行政刷新会議（議長内閣総理大臣）及びワーキンググループを設置。【参考資料1】
- 11月17日に「国連・障害者の十年記念施設運営委託費」を審議。（第2ワーキンググループ出席メンバー8名）
- 評価結果は「見直しを行う」【参考資料2】
 - ・ 財団への委託をやめ民間へ直接委託（6名）
 - ・ 施設運営の効率化（5名）

（とりまとめコメント）

- ・ 折角、すばらしい理念の下で作った施設なので、有効に利用していただきたい。財団への委託をやめ、民間への直接委託とすること及び運営の更なる効率化をめざしていただきたい。

2 行政刷新会議（「事業仕分け」）結果への対応

- 平成22年度予算案への反映状況を行政刷新会議に報告（12月）。

委託については、直接委託の手続きや引継ぎに時間を要することから、平成23年度から見直し。平成22年度については、予算額を縮減。

3 平成22年度予算（委託費）

21年度予算額	22年度予算額	増▲減額
303,631千円	253,030千円	(▲50,601千円)

（縮減内容）財団職員のうち、大阪府からの出向職員の引き上げに伴う人件費の見直しや過去の事業実績を勘案した事業費の縮減。

4 平成23年度に向けた見直し案

- 国際障害者交流センターとしての基本理念、今後の事業のあり方、委託方法などについて22年度に検討を行い、23年度から見直し（委託替）を行う。

行政刷新会議について

(平成 21 年 9 月 18 日閣議決定)

1 概要

(1) 設置目的

国民的な観点から、国の予算、制度その他国の行政全般の在り方を刷新するとともに、国、地方公共団体及び民間の役割の在り方の見直しを行うため、内閣府に行政刷新会議（以下「会議」という。）を設置する。

(2) 構成員

会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

議長 内閣総理大臣
副議長 内閣府特命担当大臣（行政刷新）
構成員 内閣総理大臣が指名する者及び有識者

(参考) 障害保健福祉関係対象事業（厚生労働省：第 2WG）

- ・ 2-14 障害保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）
- ・ 2-15 障害保健福祉推進事業費（工賃倍増 5 か年計画支援事業費）
- ・ 2-40 国連・障害者の十年記念施設運営委託費
- ・ (独) 福祉医療機構

2 行政刷新会議ワーキンググループ（WG）

評価者名簿（国会議員）

【全WG】

枝野 幸男 衆議院議員

【第 2WG】

菊田 真紀子 衆議院議員

尾立 源幸 参議院議員

3 評価者名簿

【第 2WG】

飯田 哲也 NPO 法人環境エネルギー政策研究所所長

石 弘光 放送大学学長

市川 真一 クレディ・スイス証券（株）チーフ・マーケット・ストラテジスト

長	隆	東日本税理士法人代表社員
海東	英和	前高島市長
梶川	融	太陽A S G有限責任監査法人総括代表社員
木下	敏之	前佐賀市長／木下敏之行政経営研究所代表
熊谷	哲	京都府議会議員
河野	隆太郎	BNPパリバ証券チーフエコノミスト
小瀬村	寿美子	厚木市職員
露木	幹也	小田原市職員
土居	丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
中里	実	東京大学大学院法学政治学研究科教授
福井	秀夫	政策研究大学院大学教授
船曳	鴻紅	(株)東京デザインセンター代表取締役社長
松本	悟	一橋大学大学院社会学研究科教員
丸山	康幸	フェニックス・シーガイア・リゾート取締役会長
村藤	朗	九州大学ビジネススクール専攻長
吉田	あつし	筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
和田	浩子	Office WaDa代表

第2WG評価コメント

評価者のコメント

事業番号 2-40 国連・障害者の十年記念施設運営委託費

- 財団は施設管理を委託する団体としてふさわしくないのではないかと。適切な団体・法人等に競争により委託すべき。
- 再委託をやめ直接委託に切り替え4,000万円削減。ホールの稼働率も上げること。
- 根本的に可能性調査を入れ、目標設定をし直すべき。
- 委託のコストが高すぎる。是正すべき。利用料見直し。
- 補助事業の見直しが必要。独自収益事業を考えるべき。事業費の2～3割くらいは削減可能ではないか。
- 利用料が高く障害者、一般ともに使用者が増えていない。これも見直すべき。
- ここでもまた箱モノ事業が行われている。施設費（光熱費、保守業務等）も割高だが、わずか年10%程度のホールを利用した自主企画イベントしか行っていないのに、1億1千万円かけている。例として上がった障害者アート展に（ホール代はかからないので）800万円/回かけているというのも、企画運営業者に丸投げしているからではないか。それでは財団スタッフの専門性や業務の意味合いは何なのか問われてしまうだろう。
- 同施設は売却も含め抜本的に見直し。むしろ民間及び公設既存設備のバリアフリー化を推進すべき。

WGの評価結果

国連・障害者の十年記念施設運営委託費

見直しを行う

（廃止 1名 自治体/民間 0名 見直しを行わない 0名 見直しを行う 7名）

- ア. 財団への委託をやめ民間へ直接委託 6名
- イ. 施設運営の効率化 5名
- ウ. その他 1名)

とりまとめコメント

折角、すばらしい理念の下で作った施設なので、有効に利用していただきたい。財団への委託をやめ、民間への直接委託とすること及び運営の更なる効率化をめざしていただきたい。

Ⅶ 「国連・障害者の十年」記念施設（仮称）運営検討専門部会

中間とりまとめ（平成12年9月29日）

【はじめに】

本施設は「国連・障害者の十年」を記念する事業として、障害者の「完全参加と平等」の実現へのシンボリックの意味をもつ施設として整備がなされたものである。

この施設は、障害者の国際交流及び社会福祉参加活動の拠点となるよう、施設全体をバリアフリー化し、障害者だけでなくあらゆる人々にとって利用しやすい施設として整備されたものであり、主な施設内容は1500席の多目的ホール、35室の宿泊室等を備えた他に例を見ないものである。

先般、その効果的な運営の在り方について検討するため、各分野の専門家の参画を得て「運営検討専門部会」を設置し、今日まで5回にわたり議論を重ねてきた。

ここに、その結果を報告する。

1 施設の理念

（1）芸術・文化活動や国際交流を通して社会参加を促進する。

- ・障害者自らが芸術・文化活動や国際交流を実践することを通して、社会参加を促進する。

（2）障害者が主役となる。

- ・障害者がサービスを受ける側に立つだけでなく、障害者があらゆる場面で主役となる施設を目指す。

（3）多くの人に親しまれる施設とする。

- ・ノーマライゼーションのモデルとなるよう、障害者のみならず広く健常者の利用を促進し、交流と相互理解の場とする。

（4）施設理念に沿った運営を行う。

- ・施設の理念に沿った運営と事業を展開するとともに、施設理念を広く内外に周知し施設イメージの高揚を図る。

2 組織・運営体制について

（1）基本的事項

- ・施設の運営は、公共、公益性の観点から公益法人へ委託。
- ・事業の企画等については、専門的ノウハウが必要であり、また事業の実施状況に柔軟に対応できるよう、プロデューサーに委託する。（プロデューサーシステムの導入）

- ・ 宿泊・外食部門等については民間のノウハウの活用と効率的経営のため再委託する。

(2) 組織・運営体制について

- ・ 施設の理念を実現し、その継続性を一定期間、人的に継続性のある組織体制を整える必要がある。また、障害者やコミュニケーションを支援するスタッフを加えることも重要であることから、利用窓口等への配置を検討すること。
- ・ 事業の実施頻度・規模により必要な労力も違ってくることから、極力、公益法人の組織体制は最小限にとどめ、再委託の方策を検討すること。

(3) プロデューサーシステムについて

- ・ 総合プロデューサーは、公益法人の事業課との連携を図り、各事業毎にディレクターや舞台演出家等の専門家を組織し、事業を実施する。
- ・ 契約期間は3年程度とする。
- ・ プロデューサーや実施事業を評価する仕組みを設置し、事業の活性化を図る必要がある。

(4) 宿泊・飲食部門等の再委託について

- ・ 宿泊、飲食部門のみでなく、施設全体の清掃、警備等を一括して委託するトータルサービスシステムを取り入れることにより、顧客サービスへの迅速な対応と効率的な運営を目指すべきである。
- ・ 宿泊のみでなく研修室やホールを含めた施設全体の受付窓口の一本化、さらに営業や企画に対応できる委託範囲の検討が求められる。
- ・ 再委託に際しては、委託先の経営努力を引き出すインセンティブを与える契約方法を講じる等、質の高いサービスの提供を行うための仕組みが必要である。

3 施設の機能と実施事業について

(1) 国際交流・国際協力機能、芸術・文化の発信機能

- ・ 障害者の芸術・文化の発信基地としての理念に基づいた事業の実施が必要である。

(2) 大規模災害時の後方支援機能

- ・ 社会的弱者である障害者を広く支援するために、大規模災害時の後方支援に必要な情報の収集、集積を検討する。

(3) 相談コーナー

- ・ 法律、医療等の専門分野の相談に対して、助言や指導を行うとともに、具

体事例をデータベース化し情報提供していく。

4 ボランティアについて

- ・本施設の理念の実現に向けて市民の参加を求めるために、積極的にボランティアの参加を求める。
- ・ボランティアの活性化のため、任期を定めることが望ましい。

5 障害者の参画について

- ・この施設の基本理念というべき障害者の「完全参加と平等」の実現のためにも、また本施設の優れた障害者対応設備を生かすためにも、施設のスタッフに障害者の参画を求め、障害者の働く場を確保することを検討すべきである。このことにより、障害者の社会参加の実践の場を提供するとともに、世界に例を見ない特色を持った施設とすることができる。
- ・障害者がスタッフとして参画するためには支援体制が必要であり、大がかりな呼びかけを行う。
- ・その実施時期については、開館当初から行うべきという意見と、基本機能の発揮という施設整備の当初の目的の達成を図りつつ、段階的に行うべきだという意見が出されている。

6 その他

(1) 料金設定等について

- ・施設設立の趣旨から、障害者の優先利用（先行受付等）は行うべきであると考えますが料金の割引については、不要とする意見もあり、今後の課題とする。
- ・料金設定については、近隣の類似施設等を参考に施設やサービス水準等を勘案し設定する。

(2) 愛称について

この施設の利用を促進し、全ての人に親しみを持って貰えるような愛称を付けるべきである。

(3) スポンサーについて

- ・この施設の運営等に関して、支援を行うオフィシャルスポンサーの募集を検討する。
- ・オフィシャルスポンサーには、ホールイベントのプログラムに名称を入れるなどのインセンティブも工夫すべきである。

「国連・障害者の十年」記念施設運営検討専門部会名簿

氏 名	現 職 等
安藤 忠	大阪府立大学教授
植村 加津也	エーエム・ワークス
栗田 靖之	国立民族学博物館教授、同博物館情報管理施設長
林 信夫	21世紀ディレクターズユニオン
保志場 国夫	株)三和総合研究所研究開発第1部主任研究員
牧野 志朗	財)大阪府地域福祉推進財団事務局長
森田 幸司	豊中市立ローズ文化ホール館長
樋口 孝司	大阪府福祉部障害福祉部福祉のまちづくり室長
高橋 吉則	厚生省障害保健福祉部企画課社会参加推進室室長補佐

[オブザーバー]

氏 名	現 職 等
島崎 昭彦 水落 雅之 的場 法治	近畿地方建設局営繕部建築課長 設備課長 営繕監督室長
三善 道典 牧本 正幸	堺市民政局民政総務部民政政策課長 堺市民政局民政総務部障害福祉課長
塩井 保則	株)日建設計大阪本社設計主管

Ⅷ 国連・障害者の十年記念施設事業運営に当たっての基本方針

～「国連・障害者の十年記念施設」運営協議会により平成13年2月決定～

1 記念施設設置の目的及び趣旨

本施設は、「国連・障害者の十年」を記念して、①国際交流・国際協力機能、②重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流機能、③障害者の芸術・文化の発信機能、④大規模災害時の後方支援機能の4つの機能を発揮し、障害者の社会参加の促進に資する施設として建設されたものであること

2 施設運営に当たっての基本的理念

本施設は、以下の基本的理念に沿った運営と事業を展開するとともに、この理念を広く国内外に周知することにより施設イメージの高揚を図るように努めること。

(1) 国際交流活動や芸術・文化活動等を通しての社会参加の促進

・障害者自らが、国際交流活動、国際協力活動や芸術・文化活動等を行うことにより、社会参加を促進すること。

(2) 障害者が主役

・障害者がサービスを受ける側に立つだけでなく、障害者があらゆる場面で主役となる施設運営及び事業展開を図ること。

(3) 多くの人に親しまれる施設

・ノーマライゼーションのモデルとなるよう、障害者のみならず広く国民の利用も促進し、相互理解の場を提供すること。

3 組織・運営体制

施設の効率的、かつ、円滑な運営を図るため、以下の事項に留意すること。

(1) 運営協議会の設置について。

施設全体の運営及び事業の企画・実施に関する助言機関として、全国的規模の障害者団体からの推薦者、学識経験者、行政等からなる運営協議会を設置し、意見交換を行い、施設の運営及び事業実施に反映させること。

(2) 事業の企画等について

本施設において実施する事業の企画等については、運営協議会での協議を踏まえ、国際的、全国的な視野に立つ運営にあたること。

(3) 職員等の配置について

施設の理念を実現し、その継続性を保つため、一定期間、人的な継続性が確保できるように配置するとともに、障害者の社会参加活動に理解と熱意をもつ者を配置するよう努めること。また、障害者やコミュニケーションを支援するスタッフを加えることも重要であることから、利用窓口等への配置を検討すること。

(4) 事業の実施体制について

施設における年間の事業計画の企画・立案については、専門的知識・技能を有する者の活用に努めること。

さらに、実施事業を評価する仕組みを採用し、常に事業の活性化と効率化に努めること。

(5) 多目的ホール等の有効活用について

多目的ホールや研修室等については、障害者の優先利用を前提としつつ、できるだけそれらの有効活用に努めること。

(6) 宿泊・飲食部門等について

利用者サービスの迅速な対応と効率的な運営を図るため、外部委託を行うに当たっては、障害者の就労支援に配慮の上、宿泊、飲食部門のみでなく、施設全体の管理、警備等を一括して委託するトータルサービスシステムの採用等を検討すること。

4 ボランティアの参加

施設の運営や事業実施には、ボランティアの参加が不可欠である。このため、幅広くボランティアを募集し、あらかじめ登録、研修しておくこと等により、事業展開に合わせた活動ができるよう体制の整備に努めること。

また、主体的かつ組織的なボランティア活動を担うボランティアリーダーの養成に努めることとする。

5 その他

(1) 料金設定等について

施設の利用料金の設定については、障害者に配慮すること。

また、障害者や障害者団体の予約受付には、一般の受付よりも先行した受付を行う等、障害者が利用しやすい一定の条件を設けること。

(2) 民間企業等の協力について

各種イベント等実施の際には、支援を行う協賛企業を広く募る等、実施事業の活性化及び企業の障害者に対する理解の高揚に努めること。

(3) 施設の利用促進について

大阪府、堺市など地元自治体が実施する事業についても積極的に受け入れ、また、近隣施設との連携を図ることにより、地域に密着した利用しやすい施設としてきめ細かな事業展開に努めること。

また、全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）等との連携を図るとともに、様々な障害者関係団体との連携により、施設の利用促進に努めること。

さらに、障害者はもとより、一般の人の利用促進及び施設の周知を図るため、施設のホームページを開設し、施設の紹介等に幅広く活用すること。

「国連・障害者の十年」記念施設運営協議会名簿

氏 名	職 名	備 考
松 尾 榮	(福)日本身体障害者団体連合会会長	
笹 川 吉 彦	(福)日本盲人会連合会会長	
安 藤 豊 喜	(財)全日本聾唖連盟理事長	
安 彦 ひさ子	(福)全日本手をつなぐ育成会理事長	
古 屋 治 男	(財)全国精神障害者家族連合会理事長	
嵐 谷 安 雄	(財)大阪府身体障害者福祉協会会長	
和 田 敏 明	(福)全国社会福祉協議会ボランティアセンター所長	
細 溝 良 和	全国要約筆記問題研究会代表	
石 原 茂 樹	日本手話通訳士協会会長	
紙 野 佳 人	帝塚山大学教養学部教授	
板 山 賢 治	(財)日本障害者リハビリテーション協会副会長	
草 川 大 造	大阪府健康福祉部福祉政策監	
池 田 忠 司	堺市保健福祉局理事兼保健福祉総務部長	
仁 木 壮	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長	

オブザーバー

栗 田 靖 之	国立民族学博物館教授	
秋 月 聡二郎	国土交通省近畿地方整備局営繕部建築課長	